岐阜県地方就職学生支援事業における富加町地方就職支援金交付要綱

令和6年7月1日

告示第28号

(趣旨)

第1条　富加町は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略及び富加町総合戦略に基づき、東京圏の大学又は大学院(以下「大学等」という。)を卒業・修了した学生の富加町への移住を伴う県内就職を支援するため、岐阜県と共同して行う岐阜県地方就職学生支援事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)内の大学等を卒業・修了して、富加町に移住する見込みの者が、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において地方就職支援金を交付することとする。地方就職支援金の交付については、岐阜県地方就職学生支援事業費補助金交付要綱、岐阜県地方就職学生支援事業費補助金交付実施要領、富加町補助金等交付規則(平成14年富加町規則第21号)及び法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条　地方就職支援金の金額は、以下のとおりとする。

(1)　交通費

第4条第2号の要件を満たす就業先への採用選考活動に参加するために要した往復交通費の額(1,000円未満切捨て)とし、11,000円を上限とする。

(2)　移転費

第4条第2号の要件を満たす就業先への就職に伴い、富加町へ

移住するために要した移転費の額(1,000円未満切捨て)とする。ただし、最低限の費用であることが証明できない場合は、81,500円を上限とする。

(交付回数)

第3条　交通費、移転費それぞれ1人1回を限度とする。

(対象者要件)

第4条　申請時において、次の各号の要件を満たす申請者を対象とする。

(1)　移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)の要件を満たすこと。

(ア)　移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

①　大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内(条件不利地域を除く)のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学等を卒業・修了していることただし、就職活動等に係る経費(交通費)については、在学中(卒業・修了見込み)の場合も対象とする。

②　大学等の卒業・修了年度において、東京圏内(条件不利地域を除く)に継続して在住している。

(イ)　移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

①　富加町内に移住したこと。ただし、就職活動等に係る経費(交通費)については、岐阜県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

②　地方就職学生支援金の申請時において、卒業・修了日か

ら1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は、就業開始予定日前1年以内であること。なお、地域未来交付金の交付決定前であったことにより、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内に申請を行うことができなかった場合には、同交付金の交付決定から次に示す日数、申請を可能とする。・当該年度の4月1日から卒業・修了日から1年以内となる日または就業開始後1年となる日の早い方までの日数

③　富加町に、地方就職支援金の申請日から1年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業・修了後に次号の要件を満たす企業等に就職し、富加町内への転入日から1年以上、継続して居住する意思を有していること。

（ウ）　その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

①　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

②　日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国と平和条約に基づき日本の国政を離脱した者等の出入国に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

③　その他岐阜県又は富加町が地方就職支援金の支給対象と

して不適当と認めた者でないこと。

(2)　就業に関する要件

次に掲げる(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

（ア）　就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

①　勤務地が岐阜県内に所在する企業等に、前号(ア)①の要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

②　原則、勤務地が岐阜県内に所在すること。

③　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

④　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

⑤　官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。ただし、富加町内の官公庁を除く。

⑥　就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

（イ）　就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

①　原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は、原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

② 当該地域を中心とした勤務を基本とする採用であること。

③ 東京圏(条件不利地域を除く)への勤務を前提としない採用であること。

④ 在学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は、上記①～③の条件に該当する社員として採用される予定であること。

(交付の申請)

第5条 地方就職支援金の申請者は、申請書(別記様式第1号)、内定先企業による内定等証明書(別記様式第2号)、交通費の領収書及び本人確認書類の写しに加え、前条各号の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書(別記様式第3号)により、当該申請者に通知する。審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第7条 町長は交付決定を行った申請者に対して、申請から3か月以内に地方就職支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、地方就職支援金交付決定通知書再交付願(以下「再交付願」という。)を町長に提出

しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第9条　町長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに地方就職支援金交付決定通知書［再交付］により、申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第10条　岐阜県及び富加町は、岐阜県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、岐阜県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第11条　町長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして岐阜県及び富加町が認めた場合はこの限りでない。

(1)　削除

（ア）　虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

（イ）　申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

（ウ）　申請日から1年以内に富加町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に富加町に住民票がある場合を除く）

（エ）　就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）

（オ）　転入日から1年以内に富加町以外の市区町村に転出した場合

(2)　削除

(雑則)

第12条　この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、岐阜県と富加町が協議して定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年度予算にかかる補助金から適用する。